**「中国中学校選手権大会引率細則」**

　本細則が適用されるのは、学校事情により、校長・教員・部活動指導員が引率できないと、校長が判断した場合に適用するものである。安易に引率者としての外部指導者の引率を認めるものではない。

（１）引率者としての外部指導者の規程

　　①　当該校の校長が適切であると認めた２０歳以上の成人であり、日頃から指導に当

たっている者のことをいう。なお、事前に校長との間で外部指導者としての契約が

なされていること。

　　②　引率者としての外部指導者は、各大会の申込用紙の引率外部指導者欄に必要事項

を記入すること。

 ③　引率者としての外部指導者に規程違反、不適切な言動等があったときは、不適格

者として会長または競技専門委員長から当該校の校長に連絡し、資格を取り消す。

 ④　この規程以外のことは、各競技専門部の規程及び大会要項の通りとする。

（２）引率者としての外部指導者の引率については、中国中学校選手権大会の全競技に適

用する。

（３）引率者としての外部指導者には、監督の資格を認める。

（令和５年度大会より実施、令和４年１１月１０日理事会改定）

 ①　他校に監督を依頼する際は、当該校の校長と当該中学校体育連盟競技専門部が協

議し、当該校の校長が監督を引き受けた教員の所属長（校長）と本人に文書で依頼

する。

 ②　手続きは、様式２，３，４，５，６をもって行う。

　　③　引率者としての外部指導者が監督をする場合は、様式３，４，５，６は不要とす

る。

（４）生徒の大会出場に関わる全責任は校長が負う。

（５）引率上の留意点及び大会会場においての留意点

①　引率上の留意点等

 (a) 引率時は、公共の交通機関を利用する。

 　(b) 外部指導者は任意の傷害保険等に加入する。加入手続きは、外部指導者が行

い、費用は原則として自己負担とする。

 (c) 引率にかかわる外部指導者の費用は、原則として自己負担とならな

いようにする。

 (d) 生徒の服装、持ち物等については、各学校のきまりに従う。

 (e) 大会の結果と帰校報告を、帰宅後、直ちに行う。

　　　(f) 宿泊する場合は、学校（大会本部）より指示された宿舎とする。

　 (g) その他、引率に必要な事項を指導する。

②　大会会場においての留意点等

 引率者は、次のことに留意すること。特に引率者として相応しくないと大会本部

が判断した場合は退場を命じる。チーム・選手は失格になることもある。

 (a) 大会要項を順守し、責任ある行動をとる。

 (b) 各競技会場の使用上のきまりに従う。

 (c) ゴミ等は持ち帰りを原則とするが、会場使用規程に従う。

　＊　この細則は、平成２５年　４月１日から施行する。

 平成３０年　５月２４日　一部改訂「部活動指導員の追加」

　　　　　　　　　平成３０年１１月２１日　一部改訂「（２）＊を一部削除」

 令和　４年１１月１０日　一部改定「（１）①２０歳以上の追加」

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　「（３）を一部改定」

　　　　　　　　　令和　５年　１月２６日　一部改訂「（２）を改訂」

　　　　　　　　　令和　６年　５月２３日　一部改訂「（５）（ｃ）を一部改訂」

　　　　　　　　　令和　７年　５月２２日　一部改訂「（５）（ｃ）の（コーチ）を削除」